

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 とベトナム社会主義共和国政府 との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の關係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	500,000千円 -----	H26.3.14 ハノイで (同日)	日本側 鈴木秀生在ベトナム 臨時代理大使 グエン・ラー ・タオ ハノイ市人民委 員長	H26.4.1 107号
ベトナム	ベトナムテレビ番組ソフト整備 計画のための贈与に関する日本 国政府とベトナム社会主義共和 国政府との間の交換公文	ベトナムテレビ番組ソフト整備計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入	49,400千円 H26.6.30まで -----	H26.4.11 ハノイで (同日)	日本側 深田博史在ベトナム 大使 チヤン・ビン ・ミン ベトナムテレビ (政府系機関)社長	H26.4.30 154号
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 とベトナム社会主義共和国政府 との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の關係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	500,000千円 -----	H26.8.1 ハノイで (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 ベトナム側 フライ・クアン ・グイン計画・投資大臣	H26.9.2 296号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とベトナム 社会主義共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	353,000千円 H31.12.31まで -----	H26.8.1 ハノイで (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 ベトナム側 フラム・グー ・ルベン教育訓練大臣	H26.9.2 297号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。